

地方独立行政法人桑名市総合医療センター 第2期中期目標

前文

地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）は、平成21年10月1日に当時の桑名市民病院と特別医療法人和心会平田循環器病院が統合し、地方独立行政法人桑名市民病院として設立され、平成24年4月1日には医療法人山本総合病院との統合を行い、これを機に法人の名称を変更して誕生した。以来、桑名東医療センター、桑名西医療センター及び桑名南医療センターの3病院を運営して、救急医療及び高度医療を始めとした安全で質の高い医療を提供するとともに、市民の健康の維持及び増進に貢献している。

このような経過の下、平成21年10月1日から平成26年3月31日までの第1期中期目標期間中においては、総合医療センターの職員が一丸となって医療機能の充実及び経営改善に取り組んだ結果、平成21年度（6か月）から平成24年度の各年度で、目標である経常収支比率100パーセント以上を達成した。

なお、第2期中期目標期間中である平成30年度には、整備を進めている新病院が開設予定である。この新病院は、高度医療及び急性期医療における地域の中核病院となるもので、求められる医療機能が明確になると同時に、機能分担による地域医療連携体制の重要な一翼を担うことになる。

これらのことから、第2期中期目標では、地域医療において総合医療センターに求められる病院像を念頭に置いて、その達成すべき業務運営に関する目標を改めて定め、これを指示することとする。

総合医療センターにあっては、第1期中期目標期間の運営面及び経営面における実績を踏まえながら、組織内の一層のコミュニケーションを図り、ひとつの病院となる意識をより強く持つ必要がある。第2期中期目標期間においても、自律性、機動性及び透明性の高い業務運営マネジメントを確保しつつ、医療機能の明確化と機能分担による地域医療連携を推進するため、総合医療センターが採るべき措置を考慮して第2期中期計画を作成し、それを着実に実施することにより、患者、その家族及び市民の期待と信頼に最大限応えていくことを期待する。

第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

(1) 重点的に取り組む医療の実施

高度医療及び急性期医療における地域の中核病院として、救急医療、周産期医療

及び小児医療に重点的に取り組むこと。

疾患の分野別では、患者数の多いがん、脳血管障害、循環器疾患及び消化器疾患の分野における医療について、患者それぞれの病期や病態に応じた治療法が選択又は組み合わせできるように、重点的に取り組むこと。

(2) 地域医療連携の推進

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、高度医療及び急性期医療における地域の中核病院として、他の医療機関との機能分担及び連携を推進し、患者が退院後も切れ目のないケアを受けられるよう、各関係機関と協力して、地域における在宅医療を含む医療、福祉及び介護の連携体制の構築に貢献すること。

(3) 災害時及び重大な感染症の流行時等における医療協力

平時から関係機関との連携を図り、災害時及び重大な感染症の流行時等には、桑名市からの要請に基づき患者を受け入れ、必要な医療を提供するなど、桑名市が実施する災害対策等に協力すること。

2 医療水準の向上

(1) 医師の確保

提供する医療水準を向上させるため、診療科ごとの医師の充足度を把握し、不足している医師については、計画的に確保を進めること。

(2) 研修医の受入れ及び育成

臨床研修病院として臨床研修医を受け入れ、後期研修医（専門分野の研修を行う医師をいう。）を確保し、充実した研修プログラムなど研修体制を整えることにより、優れた医師の育成を行うとともに、総合医療センターへの定着を促す対策を講ずること。

(3) 看護師の確保及び定着

質の高い看護が継続的に提供できるよう、看護師の確保及び定着を図ること。

3 患者サービスの一層の向上

診療待ち時間、院内環境、職員の接遇等に対する患者の満足度を定期的に把握し、それらの向上を通じて、患者サービスの一層の向上に取り組むこと。

4 より安心して信頼できる質の高い医療の提供

(1) 医療安全対策の徹底

患者が安心して受診できる環境を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

(2) 信頼される医療の提供

インフォームド・コンセント（患者やその家族が、自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような十分な説明を受けた上での同意をいう。）の徹底、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の医師の意見を聴くこと。またその意見をいう。）の提供、個人情報保護の保護、適切な情報開示等を通じて、患者、その家族及び市民に信頼される医療を提供すること。

(3) 施設設備の整備及び更新

施設設備については、病院が担う医療機能にふさわしいものとなるよう、必要性、費用対効果等を勘案しつつ、計画的に整備及び更新すること。

(4) 市民への保健医療情報の発信及び普及啓発等

医療に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、市民に対し保健医療情報を発信し、普及啓発するとともに、公的病院として説明責任を果たすこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた安全で質の高い医療を提供しつつ、業務運営の効率化が図られるよう、適切かつ弾力的な運用により、職員を過不足なく配置すること。

(2) 職員の職務能力の向上

職員の努力が評価され、業績に反映されるなど、その能力を最大限発揮できる仕組みを推進し、優秀な職員を確保及び育成して、職務能力の向上を図ること。

(3) 職員の就労環境の整備

職員の就労意欲及び満足度を高め、職員にとって働きやすい環境を整備すること。

(4) 業務改善に取り組む組織風土の醸成

組織力の向上に向けて、職員が業務運営の方向性を共有し、積極的に参画するなど、継続的に業務改善に取り組む組織風土を醸成すること。

(5) 収入の確保

質の高い医療を安定的に提供できる経営基盤を確立するため、収入の確保に取り組むこと。

(6) 支出の節減

財務体質を強化するため、支出の節減に取り組むこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

業務運営や財務管理の改善及び効率化を進めることにより、財務内容の改善を図り、公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域の医療水準向上への貢献

他の臨床研修病院の研修協力病院として、その病院の臨床研修医を受け入れるほか、看護学生及び薬学生等の実習の受入れを積極的に行い、地域における医療従事者の育成を進めること。

2 医療機器の整備

医療機器の整備については、費用対効果、地域の医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断して、計画的かつ適切に実施すること。

3 新病院の準備

新病院整備については、ひとつの病院に向けて、医療機能を含む組織の集約化及び業務運営の融合を図ること。

また、三重大と緊密な連携を図りながら、計画的に進めること。

変更期日（平成28年7月4日）